

論替為外國新版

雙閣斐有

新 版 外 國 為 替 論

木 村 滋 著



有 斐 閣 雙 書

* 入門・基礎知識編 *

著者略歴
きむら しげる
木村 滋

昭和2年神戸市に生まれる。昭和28年神戸経済大学卒業。昭和33年神戸大学大学院経済学研究科博士課程単位取得。現在、広島大学経済学部教授。経済学博士（神戸大学）。主著に『国際経済学——国際均衡機構の理論的研究——』（ミネルヴァ書房，昭和41年），その他がある。

有斐閣双書

新版 外国為替論

定価 1,900 円

昭和52年10月10日 初版第1刷発行
昭和58年2月15日 新版初版第1刷印刷
昭和58年2月25日 新版初版第1刷発行

著 者 木 村 滋

発 行 者 江 草 忠 允

東京都千代田区神田神保町2～17

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

電 話 東 京 (264) 1311 (大代表)

郵便番号 [101] 振替口座東京 6-370 番

京都支店 [606] 左京区田中門前町44

印刷 暁印刷株式会社・製本 稲村製本

©1983, 木村滋. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします

ISBN4-641-09861-1

新版のはしがき

激動する国際通貨体制はIMF協定の第2次改正の発効を俟ってようやく新しい変革の第1歩を踏み出した。おもえば第1次大戦の勃発によって国際金本位制が崩壊して以来60有余年の間、国際通貨体制はトライ・アンド・エラーを繰り返しながら変革の途をたどってきた。その間、1920年代における金本位制への復帰とその離脱の歴史、30年代の世界恐慌と非協調的な各国の為替切下競争および世界貿易の縮小螺旋、これらの苦い経験に鑑みて第2次大戦後、国際協調主義の下にブレトン・ウッズ体制が樹立された。しかし、米ドルを基軸通貨とした固定相場制をとるこの戦後の通貨体制も、1971年8月の金とドルの交換停止を契機に崩壊し、同年12月のスミソニアン合意による多角的通貨調整も効果なく、1973年早春、主要通貨は変動相場制へ移行した。その後、1973年秋の石油危機は世界経済に大きなショックを与えた。また、1960年代初頭より歴史上かつてみなかった新しい国際金融市场すなわちユーロ・ダラー市場が発生し、その後急速な発展を遂げつつあり、他方では世界経済にとみに重大な影響を及ぼしている多国籍企業が飛躍的に成長してきた。

このような国際金融、世界経済の環境の下でわれわれは外国為替をどのようにとらえ、どのように体系づけるべきか。このことが本書の基本的な課題である。

さて、物事はすべて原点にたち戻って現状を見直す必要がある。外国為替とは何か、またその起源は、というこのつねに古くして新しいテーマを第1章で手がけた。

さらに進んで第2章では、より具体的に、送金小切手や電信為替、輸出入手形などを用いた外国為替の仕組みを図解し、あわせてさまざまな外国為替の種類を説明した。

第3章では、為替相場の基礎知識および金本位制、旧IMF固定相場制、

ii はしがき

変動相場制，欧州通貨制度など各種の為替相場制度のメカニズム，さらに銀行の対顧客相場を解説した。

第4章では，持高・資金操作，為替裁定，金利裁定，為替投機などいわゆる外国為替操作の説明に加えて，多国籍企業の為替戦略という興味深いテーマが登場している。

第5章から第8章までにおいては，輸出入取引と海外旅行，資本取引などの貿易外取引の仕組みや，最近の改正を盛り込んだ貿易・為替管理を解説した。ここでも輸出入取引の概要が図解されており，読者の理解に役だつであろう。

為替市場，ユーロ市場，金市場をテーマとしたのが第9章である。さらにまた，多国籍企業の戦略拠点たるタックス・ヘイブンや，オフショア・バンキング・センターを地図を添えて解説した。

第10章では，国際通貨制度の変遷と，またとくにIMF協定第2次改正の内容をまとめ，国際通貨制度の中心をなす為替相場制度の将来の方向を描いた。

付論は近年の新しい為替レート決定理論の基本的文献の解説である。

この新版は最近の資料と，全面改正された新しい為替管理法（昭和55年12月1日施行）に基づいて大幅に書き改めたのみならず，為替レート決定理論に関する付論が付け加えられ，斬新豊富な内容となっている。

本書が読者にとって，現在の国際金融，世界経済の状況下にある外国為替に関するハンディな体系的解説書として役だつならば幸いである。最後に有斐閣編集部の中野昌氏の御尽力に対して心から謝意を表したい。

1982年12月

著 者

目 次

第1章 外国為替の意義と起源	1
I 外国為替の意義.....	1
＜為替＞という用語(1) 外国為替の意義(2)	
II 異種铸貨の両替取引としての外国為替の起源	8
铸貨の起源(8) 両替取引としての外国為替の起源(8)	
铸貨の交換比率(11) 中世の両替取引(12)	
III 支払指図書、為替手形による外国為替の起源.....	13
古代の振替取引(13) 教会の役割(14) 現在の為替手形	
の起源(15) わが国の為替の起源(16)	
第2章 外国為替の仕組みと種類	19
I 外国為替の仕組み	19
銀行間の為替決済勘定(19) 送金小切手(20) 電信為替	
と郵便付替(22) 信用状付輸出入手形(23) 代金取立手	
形(25)	
II 外国為替の種類	27
外国為替の分類(27) 外国為替手形の分類(28) 直物為	
替と先物為替(30)	
第3章 外国為替相場	33
I 為替相場の基礎知識	33
為替平価(33) 外国為替市場概説(35) 為替相場の建て	

iv 目 次

方(36)	基準相場, 裁定相場, クロス・レート(37)	直物 相場と先物相場(38)	平価変更率(相場変動率)の計算(38)
II	為替相場制度		41
	金輸出入点メカニズム(41)	旧IMF体制下の支持点メカニ ズム(43)	スミソニアン体制から変動相場制へ(46)
	EC 縮小変動幅システムと EC 共同フロート(48)	欧州通貨制 度(EMS)(53)	
III	わが国の対顧客為替相場		63
	インターバンク・レートと対顧客為替相場の関係(63)	対 顧客相場の種類(65)	
第4章	外国為替操作		69
I	外国為替操作の分類		69
II	各種の外国為替操作		70
	為替持高とは(70)	資金・持高操作の形態(73)	資金操 作・持高操作の若干例(74)
	出合取引の方法(74)	為替 裁定(75)	金利裁定(77)
	為替投機(80)		
III	企業・多国籍企業の為替戦略		81
	内部的なリスク回避方法(81)	外部的なリスク回避方法(87)	
第5章	信用状, 為替手形と小切手, 船積書類		95
I	信用状		95
	信用状とは何か(95)	荷為替信用状の種類(99)	信用状 の例示(102)
II	為替手形と小切手		107
	為替手形, 小切手とは(107)	為替手形の振出し(108)	

為替手形の裏書, 引受け, 支払い, 遡及(110) 送金小切
手(Demand Draft : D/D) (112)

Ⅲ 船 積 書 類	113
船荷証券(113) 保険証券(114) 商業送り状(117) 補 足的船積書類(117)	

第6章 為替・貿易管理の一般的事項と輸出取引.....119

I 為替・貿易管理の一般的事項	119
沿革(119) 管理法体系と管理機構(120) 居住者と非居 住者(121) 基準外国為替相場と裁定外国為替相場(122) 取引の非常停止(122)	
Ⅱ 輸出取引の概要	123
Ⅲ 売買契約と先物予約.....	127
売買契約(127) インコタームス(Incoterms) (128) 先 物予約(Forward Exchange Contract) (130)	
Ⅳ 輸出貿易の管理	132
輸出の承認(132) 輸出の特殊決済方法(133) 輸出入取 引法に基づく輸出取引承認(135) 輸出の特例(135) 輸 出報告書(136)	
V 輸 出 金 融	138
船積前の輸出金融(138) 船積後の輸出金融(140) 特殊 な輸出金融(140) 現地金融(141) 輸出入関連保証(142)	
Ⅵ 輸 出 決 済	142
L/C付輸出手形の買取り(143) L/Cなし輸出手形の買取り (146) 代金取立手形(147)	
Ⅶ 輸 出 保 険	148

第7章 輸 入 取 引	155
I 輸入取引の概要	155
II 輸入貿易の管理	160
輸入公表(160) 輸入割当て(161) 輸入承認(161) 輸 入の特殊決済方法(162) 事前確認と通関時確認(163) 輸出入取引法に基づく輸入取引承認(163) 輸入の特例(輸 入自由品)(164) 輸入報告書(164) 特殊貿易の管理(165)	
III 輸 入 金 融	166
輸入ユーザンス(166) その他の輸入金融(170)	
IV 輸入手形の決済	171
L/C付輸入手形の決済(171) L/Cなし輸入手形の決済(173) 荷物の貸渡しと引取保証(174)	
第8章 その他取引	177
I コルレス契約	177
II 送 金 為 替	178
仕向送金為替(178) 被仕向送金為替(181)	
III 資本取引, 対内直接投資の管理	182
資本取引の定義(183) 資本取引規制の仕組み(184) 資 本取引等の特殊決済方法(185) 大蔵省所管の資本取引(186) 通産大臣所管の資本取引(195) 対内直接投資(195) 非居住者である個人等による株式取得の特例(乗取り規制) (200) 持高規制, 非居住者円勘定の付利禁止, 準備預金 制度(201)	
IV 貿易外經常取引その他の管理	202

役務取引(202) 技術導入(204) 支払等(205) 支払手段等の輸出入(206) 海外渡航(206) 債権の放棄等(207)
国際収支表の見方(208)

第9章 為替市場, ユーロ市場, 金市場.....213

I 為 替 市 場213

一般市場と為替取引所(213) ロンドン為替市場(214)
西ドイツの為替市場(218) 東京為替市場(219)

II ユーロ市場222

ユーロ市場とは(222) ユーロ・ダラー発生 of 諸要因(223)
ユーロ・カレンシー市場の発展と近年の特色(224) ユーロ・カレンシー市場の取引業務と金利(230) ユーロ・カレンシー市場の諸影響(231) ユーロ・ダラーの信用拡大(232) ユーロ・ダラーのマネー・サプライへの影響(236) ユーロ債(245) オフショア・バンキング・センター(248) アジアとニューヨークのオフショア金融取引(254)

III 金 市 場256

ロンドン金市場(256) その他の金市場(260) 金の需給(263) \$の起源(270) £の起源(270)

第10章 国際通貨制度.....273

I 序 説273

II 金 本 位 制275

国際金本位制(275) 両大戦間の混乱と金本位制の崩壊(276)

III ブレトン・ウッズ体制281

調整可能な釘付制度(282) IMFの一般資金の利用(283)

	SDR(特別引出権 Special Drawing Right) (284)	SDRバ スケットの決定と各通貨建てSDR取引価値(286)	ブレト ン・ウッズ体制の終焉(289)
Ⅳ	新しいIMF体制.....		291
	『国際通貨制度改革概要』(291)	キングストン合意と第2 次協定改正案の決定(297)	改正協定における為替相場制 度(298) 改正協定における金の取扱い(302) 改正協定 におけるIMF資金の利用(304) SDRの性格の変更と利用 範囲の拡大, 評議会の設立(308) その後のSDR(310)
付論	為替レート決定の理論——為替レート動学		315
	マネタリー・アプローチ(315)	ドーンブッシュ・モデル (315)	ドーンブッシュ・モデルの拡張(320)
索引			巻末

第1章 外国為替の意義と起源

I 外国為替の意義

〈為替〉という用語 いったい〈為替〉(exchange [英], *cambium* [羅])という用語は何を表わすのであろうか。

日本語の「為替」にはもともと「交換」という意味があるが、ある種の通貨と他の種の通貨の交換には「両替」という言葉が用いられた。たとえば金銀両替などという。一方、「為替」という言葉は「隔地間の金銭の輸送を手形¹⁾で代用する制度」を指した。わが国ではすでに鎌倉時代に、為替が荘園の年貢を京畿の領主に送る場合に用いられ、室町時代には遠隔地の商取引に広く利用され、江戸時代に大いに繁栄した。そしてすでに室町時代末期に生じていた両替商が、金銀両替と並んで預金、貸付け、為替業務を営んだ。

英語の〈exchange〉も一般的には「交換」という意味をもつが、その用法のうちに、「異種通貨の交換＝両替」の意味と「現金を現送せずに手形²⁾を用いて、隔地者間の債権・債務を決済する方法」の意味の両者を含んでいる。

ラテン語のキャムビウム〈*cambium*〉については、ローヴァーによれば、中世のスコーラ学者は為替について2種類に区別したという。³⁾すなわち、小口為替 *cambium minutum* (petty exchange) と手形による為替 *cambium per litteras* (exchange by bills) である。小口為替とはある種の通貨と他の種の通貨の交換、たとえば金貨と銀貨の交換とか外国通貨と自国通貨の交換とかを意味するが、他方、手形による為替は、手形を用いてある場所から他の場所へ資金を移転させることを意味する。

ところでシャウベによれば、12世紀ないし13世紀初頭には信用取引のうちに *cambium* という用語はまだ見いだされておらず、この時代にはそれは、商品取引、不動産取引との関連で、ときには交換 (*permutatio*) という古い

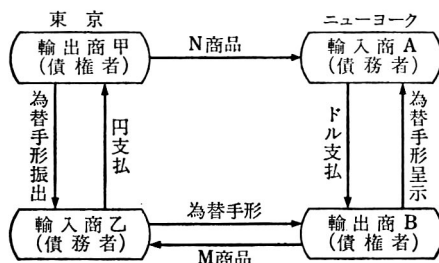
用語と同義に用いられましたが、とりわけ両替商 (*cambiatore, campsore*) の業務、すなわち中世の多様な铸貨制度の下にあってとくに重要であった両替⁴⁾すなわち铸貨交換という業務活動を表わすのに用いられたという。ところが当初、両替商はこうした即時の貨幣交換すなわち両替のみを行っていたが、後には、現金をA地において受領するが、それに対して現金の反対給付をしないで対価を自己の支店または取引先のあるB地において、その地の通貨⁵⁾でもって給付することの書面による金銭移送約束を行なうようになった。

外国為替の意義 以上の〈為替〉という用語、とくにここでは〈exchange〉, 〈*cambium*〉の訳語としての〈為替〉、言い換えれば、日本語の場合、為替と両替は区別されたが、そうではなくして両者を含む意味での〈為替〉の用語法と後に述べる発生の経緯からみてわれわれは、古代と中世においては「直接的な異種通貨の交換すなわち両替取引」としての外国為替が支配的であったが、中世末期から近世にかけて貿易の拡大とともに手形制度が発達し、「通貨を異にする隔地者間の債権・債務を現金を現送しないで決済する手段ないし仕組み」としての外国為替が一般化したといえよう。後者は手形その他の金銭請求権を表象する手段を通しての間接的な異種通貨の交換であり、今日それは手形、小切手、電信為替⁶⁾、郵便付替などを銀行を一方の当事者として売買する形で行なわれている。

次にこうした外国為替の仕組みを原理的に考えてみよう。

(1) 単純な場合 (図 1-1) 図 1-1 で東京の輸出商甲はニューヨークの輸入商AにN商品を輸出し、一方東京の輸入商乙はニューヨークの輸出商BからM商品を輸入したとする。いずれもドル建てで、その金額も支払期日も同じであるとする。甲はAに対して対外債権、乙はBに対して対外債務を有し、他面Aは甲に対して対外債務、Bは乙に対して対外債権を有するということになる。もし為替手段を用いないとすれば、Aから甲への、乙からBへの支払いには現金の現送を必要とし、それには危険、費用、時間を伴う。そこで甲がいまAを支払人とするドル建ての為替手形を振り出し、これを同じ東京の乙に円対価に売却し、対A債権の代金を回収する。乙はこの手形をニ

図 1-1 外国為替の仕組み——単純な場合

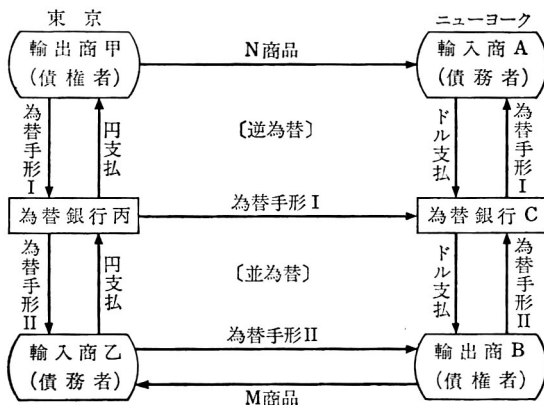


ーヨークのBに送付する。BはこれをAに呈示してドル支払いを受ける。このようにして、甲は遠隔地のAに対する債権を同地の乙に振り替えて乙から支払いを受け、Aは甲に対する債務を同地のBに振り替えてBに支払いを行なう。他面、Bは遠隔地の乙に対する債権を同地のAに振り替えてAから支払いを受け、乙はBに対する債務を同地の甲に振り替えて甲に支払いを行なうということになる。つまり、「隔地者間の債権・債務が同地者間の債権・債務に振り替えられることによって、現金の現送をせず⁷⁾に決済が果たされている」のである。これを〈為替の原理〉という。

(2) 為替銀行の介在 (図 1-2) 上述の為替の原理が、社会制度として実用化されるためには為替銀行の介在が不可欠である。それは次のことから明らかである。図 1-1 の場合、2 組の隔地者間の債権・債務がその幣種、金額、支払期日、当事者所在の場所についてたまたま一致し、そのうえそうした相手を容易に発見することのできた場合であり、また債権者の信用上に問題が存在しない場合である。これに対して、為替銀行は一般的な債権者、債務者として個々の債権者と債務者の間に介在し、幣種、金額、支払期日、場所について都合よく相殺される債権・債務関係を人為的に創り出す。そのうえ為替銀行は内外に多数の支店網、コルレス先(為替取引先銀行)をもっている⁸⁾ので発見上の困難もなく、また社会的に大きな信用も有している。

図 1-2 は図 1-1 の東京の甲と乙、ニューヨークの A と B の間にそれぞれ東京の銀行丙とニューヨークの銀行 C が介在する場合である。ここで C は丙の

図 1-2 外国為替の仕組み——為替銀行が介在する場合



支店もしくはコルレス先とする。

東京の銀行丙は、顧客である輸出商甲の提供する特定の幣種（ドル）、金額、支払期日の為替手形 I（輸出手形）を買い入れ、これをニューヨークの支店もしくはコルレス先である為替銀行 C に送付して、輸入商 A からの取立てを依頼する。C はこの取り立てた代り金を C に設けている丙銀行名義のドル預金勘定に入金する。すなわち為銀丙は顧客甲の個別的な外貨債権を買い入れて、これを在外支店もしくはコルレス先である C への預金という一般的外貨債権に変換する。以上は、債権者たる甲が資金取寄せのために行動を起こしたものであって〈逆為替〉とよばれる。

次に、為銀丙は顧客である東京の輸入商乙に、その必要とする幣種（ドル）、金額、支払期日の丙振出しの為替手形 II（送金為替手形または送金小切手）という個別的な外貨債権を売却する。乙はこの手形または小切手をニューヨークの輸出商 B に送付する。B はこれを為銀 C に提示して支払いを受ける。C はその支払金額を自行に設けられた丙銀行名義ドル預金勘定から引き落とす。以上は債務者たる乙が送金のために行動を起こしたものであって、送金為替または〈並為替〉とよばれる。

さて、上述の逆為替では、Cが丙に代ってAから代り金を受け取ったのであるから、甲とAの間の債権・債務は丙とCの間の債権・債務に振り替えられ、これはCにおける丙名義の預金残高の増加という形で貸借記帳決済が行なわれる。一方、並為替では、Cが丙に代って支払いをしたのであるから、乙とBの間の債権・債務は丙とCの間の債権・債務に振り替えられ、これはCにおける丙名義の預金残高からの引落しという形で貸借記帳決済が行なわれる。

上述の例はドル建ての為替であるから、ニューヨークに置かれた丙銀行名義のドル預金勘定上で貸借記帳決済がなされているが、円建ての為替の場合には、東京に置かれたC銀行名義の円預金勘定上で貸借記帳決済がなされるであろう。

また、図 1-1、図 1-2 とともに対外債務者を輸入商としたが、対外支払・送金が必要とするものは輸入商に限らず、運賃、保険料、利子などのサービスの支払いや資金借入の返済もあれば、国際資本移動のように新しく債権・債務を創り出すための資金移動や贈与、移民送金のように対価を伴わない資金移動もある。資本移動や対価を伴わない資金移動の場合、送金人を債務者、被送金人を債権者と擬制して考えればよいであろう。⁹⁾

(3) 資金取引 為替銀行はこのようにして多数の外国為替の需要者と供給者の双方の相手方となって、その要求に応ずるから、需給が一致しない場合、保有外貨資金の過不足あるいは為替持高の売持ち、買持ちが生じる。ここに為替持高とは、直物為替、先物為替を含めて銀行の外貨債権と外貨債務の差額であり、前者が後者を上回る場合を買持ち、その逆を売持ち、同額の場合をスクエアという。スクエアでない場合、為替相場の変動に際し為替差損のリスクを伴う。銀行はこうした外貨資金の過不足や為替持高の調整のため、さらには積極的に為替裁定、金利裁定のため他の銀行との間で外貨資金の売買取引を行なう。市場介入操作を行なう通貨当局も加わって、この外貨資金の銀行間取引は為替市場を構成し、市場相場が成立する。

こうした外貨資金取引は仕組みとしての外国為替「通貨を異にする隔地者間の債権・債務の外国為替による決済」とは異なり、在日あるいは在外外国

銀行に存在する外貨預金債権すなわち一般的外貨債権の売買という性格をそなえている。

それゆえ取引の観点から外国為替を定義しようという立場もみられる。上述の図解例における仕組みとしての外国為替はいわば送金人と被送金人、輸出商と輸入商といった非銀行顧客の立場から見たものである。しかしこの場合でも、手形、小切手などの外国為替手段の売買という形態をとって行なわれており、それらが外貨表示である場合、外国貨幣に対する請求権すなわち外貨債権を表象したものであるから、外貨債権の売買取引とみなすことができる。銀行の資金取引も含めて外国為替を定義しようとすれば、仕組みの観点よりもむしろ売買、ときには準備という観点から見る方が便利である。アインツヒも「外国為替とは異なる通貨単位の支払手段ないし他国の信用用具を自国通貨を対価とする売買ないし準備としての保有という観点から見たものである。外国為替には紙幣、小切手、外国為替手形、外国通貨建て銀行残高および預金が含まれる」と述べており、増井光蔵・傍島省三教授も「一国における現在貨幣と他国における将来貨幣（すなわち手形、電信通知のごとき一定の信用形式における外国貨幣請求権。外国通貨そのものも、それが他国にある限り一種の将来貨幣と見られる）との交換取引である」と述べ、足立禎教授も「市場を通じての外貨債権の売買である」と定義しているが、いずれも為替の仕組みよりもむしろ取引の面から定義し、その取引対象を規定したものである。これを簡潔に「自国通貨もしくは第三国通貨を対価とする外貨もしくは外貨請求権の売買」ということができるであろう。これを狭義の外国為替の定義としよう。一方、円為替取引では異種通貨の交換は外国で行なわれる。しかし為替手段を用いた国際資金移転の方法であることにかわりなく、広義の外国為替に含まれるであろう。また実際上もそのように扱われている。したがって広義の外国為替としては上述の「外貨請求権の売買」を「邦貨建て、外貨建てを問わず外国においてまたは外貨で支払いを受ける金銭請求権の売買」というふうに拡張しなければならないであろう。

- 1) 『日本国語大辞典』第5巻、小学館、昭和48年。かわせ かせ【為替・交】(1) (交) 取り交わすこと。ひきかえ。交換。(2) (中世は「かわし」という) 離れた地域に現